

自動販売機設置場所の貸付に係る入札（郵送）案内書

1 貸付物件

厚木市立病院（所在地：厚木市水引一丁目 16 番 36 号）

物件番号	貸付場所	台数
1	別紙 No.A、B、C、D	4 台
2	別紙 No.E、F、G、H	4 台
3	別紙 No.I、J、K、L	4 台

※物件内訳については、別紙「物件個別明細」を参照

2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 自動販売機の設置及び管理に関する業務を引き続き 2 年以上営んでいるもの。
- (3) 国税及び厚木市税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない又は民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反した者でないこと。

3 契約条件

- (1) 貸付期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（3 年）
- (2) 貸付料
貸付料は、自動販売機の税込売上金額に貸付料率の割合を乗じて得た金額（1 円未満切捨て）に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。
- (3) 売上報告書の提出等
設置事業者は、売上状況を毎月取りまとめ、翌月 10 日までに報告書を提出することとし、本市が発行する請求書に基づき、毎月の貸付料を支払うものとします。
- (4) 費用負担区分
ア 自動販売機等の設置経費

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は、全て設置業者の負担とします。

イ 電気料

設置事業者は、電気使用量計測用子メーターを自らの負担で設置し、貸付料とは別に、本市が算定した電気料について、本市が指定する期日までに納入すること。

(5) 自動販売機の仕様

ア 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用でき、電子マネーによる支払いが可能であること。(自動販売機設置開始時に電子マネー対応ができない場合は、令和4年9月末までには対応すること。)

イ 貸付物件が自治体の公共施設内にあることを考慮し、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

ウ 日本工業規格の据付基準や日本自動販売機工業会の自動販売機備付基準マニュアルを遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。

エ 屋外で使用していない自動販売機であること。

(6) 設置条件

ア 販売品目は、缶、ペットボトル、紙パックなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。飲食の制限のある人向けに、水、お茶類、無糖の飲料などを複数導入すること。なお、1階救急センター前に設置する自動販売機については、ペットボトルタイプの経口補水液を導入すること。

イ 自動販売機及び容器回収ボックスの設置に当たっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。

ウ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

エ 販売品目について要望があった場合は、販売品目等の変更を協議すること。

(7) 維持管理

ア 商品の補充、賞味期限の確認、金銭の管理(つり銭の補充を含む。)などの自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。

イ 販売品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収箱を必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行ったうえ、周辺の清掃をすること。

ウ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。

エ 関係の法令及び条例を遵守するとともに、本市等関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続き等を行うこと。

オ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後においても定期的に安全面に問題ないか確認すること。

- カ 自動販売機設置に伴う事故については、厚木市の責めに帰する場合を除き、設置事業者がその費用と責任において解決すること。
- キ 自動販売機の故障や問合せについては連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- ク 自動販売機に係る盗難等により、商品及び設置機器が汚損又は損傷した時は、設置事業者の責任において対応すること。
- ケ 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担すること。

(8) 使用上の制限

- ア 貸付物件を自動販売機の設置以外の目的に使用しないこと。
- イ 本市の承諾を得ないで貸付物件の賃借権を譲渡し、又は貸付物件を転貸してはならない。

(9) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、本市が指定する期日までに設置事業者の費用負担により原状回復すること。なお、現状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本市へ請求することはできません。

(10) 貸付契約の取り消し

貸付期間内であっても、その設置場所を本市において使用する必要が生じたとき又は設置条件に違反する行為が認められるときは、貸付契約を取消することができる。

4 申請方法等

(1) 入札参加申請書の提出期間

令和4年2月8日（火）から令和4年2月21日（月）までに持参又は郵送してください。直接提出の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により厚木市立病院施設用度課へ郵送してください。

(2) 提出書類

- ア 入札参加申請書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 厚木市暴力団排除条例に係る誓約書（様式3）
- エ 証明書（発行から3箇月以内）
 - 個人の場合 身分証明書
 - 法人の場合 登録事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）
- オ 印鑑証明書（発行から3箇月以内）
- カ 納税証明書（発行から3箇月以内の最新年分）
 - 個人の場合 国税（申告所得税、消費税・地方消費税）、市税（市民税）
 - 法人の場合 国税（法人税、消費税・地方消費税）、市税（法人市民税）

※市税は本市に納税義務がある場合に提出

キ 自動販売機の設置実績報告書（様式4）

(3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を持参又は郵送（必着）してください。

(4) 質問及び回答について

ア 質問期間

令和4年2月8日（火）から令和4年2月21日（月）まで

イ 質問提出方法

質問書（様式7）を、FAX又は電子メールにより行ってください。仕様等に関する質問は、1回のみ受け付けます。再質問はできません。

※必ず質疑を申込んだ旨を電話連絡により伝えてください。

ウ 質問者への回答

質問者に対し、電子メールなどで回答します。なお、必要に応じてその他の入札参加希望者に対しても、質問回答内容をメールなどでお知らせします。

5 参加資格確認結果の通知

上記4(2)の書類提出後、書類審査のうえ受付が完了しましたら、郵送します。

6 入札（郵送）、開札の日時及び場所等

(1) 入札書の提出

入札書（様式5）に必要事項及び入札金額等を記載のうえ、持参又は郵送してください。入札書は入札物件ごとに提出してください。入札書の提出の方法については、「封筒記載例」を確認してください。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により、入札日時までに厚木市立病院施設用度課へ郵送してください。入札書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなします。

※入札金額は、貸付単価（商品の販売に係る消費税及び地方消費税を含む売上額100円に対する貸付料）を、小数点以下第2位まで記入してください。貸付料は別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

(2) 開札及び開札日時

令和4年3月4日（金）午前11時から開札します。

落札者には電話又はファックス等でお知らせします。

(3) 開札場所

厚木市立病院2階 大会議室

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 入札参加資格を有しない者が入札したもの
- イ 所定の日時までには到着しないもの
- ウ 同一事項に対し、同時に2通以上の入札をしたもの
- エ 記名及び押印のない入札
- カ 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- ク 不正な行為により入札したもの
- ケ 予定価格未満の入札をしたもの
- コ その他入札条件に違反した入札

(6) 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、予定価格以上の金額で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

(7) 再入札

最初の入札において落札者がいないときは、1回に限り再度の入札を行います。その際は、別途連絡します。ただし、最初の入札に参加しなかった者及び失格又は無効となった者は参加できません。

(8) くじによる落札者の決定

落札となるべき同じ価格の貸付料の入札をした者が2者以上あるときは、その対象者全員に対してくじ引きを実施します。その際は別途連絡します。

(9) 入札結果の公表

入札の結果については、落札者名、落札額をホームページ等で公表します。

7 契約の締結

(1) 貸付申請

落札者は、厚木市立病院行政財産貸付申請書を提出することとします。

(2) 貸付契約の締結

契約書を作成次第、厚木市立病院より連絡します。

(3) 契約に係る経費負担

契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(4) 契約保証金

要

8 その他

(1) 資格確認資料のヒアリングは実施しません。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合は、説明を求め、又は実態調査を行うことがあります。

(2) 提出された資格確認資料は、返却しません。

- (3) 契約期間中に会社の名称変更、合併などがあつた場合でも契約内容を引き継ぐものとします。
- (4) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。

9 問い合わせ先

〒243-8588 神奈川県厚木市水引1-16-36

厚木市立病院 施設用度課

電話番号 046-221-1570 (代)

FAX 046-222-7836

電子メール 2490@city.atsugi.kanagawa.jp